

# 【令和2年度】

この助成金は赤い羽根共同募金と宝塚市からの委託金を財源としています。

## 宝塚市社会福祉協議会

# ふれあいいいきいきサロン支援事業 助成の手引き



### ◆ふれあいいいきいきサロンとは…

参加者が歩いていける身近な場所で地域住民が運営する仲間づくり・居場所づくりの活動です。サロンを開催することで地域では下記のような効果が見られています。

#### ●仲間づくり

たくさんの仲間と出会い、話し合うことで仲間づくりの場となり交流が生まれています。

#### ●いきがいく

サロンのプログラムに参加者や活動者の特技や趣味が生かされたり、サロンの中で何らかの役割を担ったりすることによって、「自分が役に立っている」という意欲やいきがいにつながっています。

#### ●情報交換

同じ地域の方々と関わることで情報交換の場となっています。また、福祉制度や防犯、悪質商法などの暮らしに役立つ情報が手に入ります。

#### ●地域でのつながりづくり

サロンでの出会い・情報交換を通じて地域に住む方々とのつながりが生まれ、そのことから地域内の見守りや支え合い・助けあい活動、災害時支援にもつながっています。

#### ●関係機関とのつながりづくり

地域で気になる人やサロンの運営、福祉制度について、社協地区センターや地域包括支援センター等の関係機関が必要に応じて支援を行います。

#### ●見守り・ささえあい・生活支援

最近では、地域住民の方々の交流の場であるとともに、安否確認や送迎などの生活支援に取り組んだり、気になる人について定期的に住民同士や関係機関などと話し合いをする「地域ささえあい会議」を開いたりするサロンも増えてきています。

## ◆助成対象活動について

### ・実施主体

自治会、まちづくり協議会、ボランティア等の非営利団体

※NPO法人、政治的活動団体、宗教的活動団体、特定の人物を支援する活動団体が行うふれあいいきいきサロン活動は対象としません。

### ・実施場所

民家、空き店舗、地域の公共施設、公民館、自治会館、団地やマンションの集会室、小・中学校の空き教室など

※地域の実情に応じて参加者の集まりやすい場所で開催してください。

### ・実施頻度

週1回以上実施していること

### ・参加者と参加者数

地域住民10名～20名程度を目安としますが、活動内容や参加者の状況によって小規模なサロンの開催も可能です。

※特に社会的な支援を必要とする方の参加を積極的に働きかけてください。

### ・活動内容

社会的な支援を必要とする方への支援を目的とした活動とします。(子ども食堂などの取組も含まれます。)

※活動内容は基本的に自由であり参加者同士で話し合いや自主性を尊重して決めます。

※趣味活動や老人クラブ・子育てサークルなどのグループが、会員のために実施する活動は含めません。

### ・活動費用の調達

各グループは、サロン活動の自主運営及び活動の継続性を図るため、参加者からの一定の利用料や会費を徴収することが原則です。また他の助成金の活用も積極的に行ってください。

※なお、宝塚市社会福祉協議会の「子育て支援サポート事業助成」もしくは宝塚市ボランティア活動センターの「ボランティア活動助成」を申し込まれる団体はこの助成と重複して申込むことはできません。

### ・PR・他団体との連携

広報紙やチラシ・ポスター等での情報提供および活動紹介など、地域内の住民に広くPRし、各種団体・グループおよび地域住民等の参加協力を得ながら連携して活動を進めてください。

## ◆助成内容と助成額について…別表

この助成金は、市民の皆様からご協力いただいた赤い羽根共同募金および宝塚市からの委託金を財源としています。募金状況や制度の見直し等により、助成額や助成内容に変更が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。



### 【助成にあたり】

- ・ 助成期間は4月1日から翌3月31日としています。年度の途中で申し込みされる際は、申し込み月から3月31日までを助成期間とし、助成金額については助成期間分を月割りで計算し算出します。(千円未満切り捨て)
- ・ 「立上げ助成」はサロンを立上げた月から丸3年間です。(平成24年4月以降に立ち上げたサロンが対象)

## ◆助成の手続きと助成金の支払いについて

申込書に必要事項を記入し、社協各地区センターにご持参ください。申込書を受付し、書類確認後30日以内に、助成金決定通知を送付し、助成金を指定口座に振り込みます。

- 【提出書類】
- 申込書
  - 会則
  - ボランティア活動者名簿
  - 振込先通帳のコピー（表紙及び1ページ目）

**※申込締切：令和2年7月31日（金）（※年度の途中で新たに立ち上げるサロンを除く）**

## ◆報告について

報告書に必要事項を記入し、社協各地区センターにご持参ください。

- 【提出書類】
- 報告書
  - 活動記録表等日々の活動が確認できるもの  
(報告書を提出いただく際に確認いたします。コピーは不要です)
  - 活動時の写真（2枚程度）
  - 活動に伴う領収書のコピー  
(助成した金額を超えていれば、全体の経費分の領収書は不要です)

**※助成金に残金が生じた場合は、年度終了後14日以内に社協へ返還ください。**

**報告書締切：令和3年4月15日（木）**

## ◆その他

- ・ 当会広報紙の取材やアンケート調査の依頼などを行う場合があります。ご理解ご協力のほどお願いいたします。
- ・ 必要があると認められた場合は、詳しい活動に関する書類の提出を求める他、事業の実施状況、助成金の使用状況等の調査をおこないます。
- ・ 報告がなされない場合や、虚偽の報告、サロン活動以外に対する執行など不正行為が発覚した場合は、助成金を返還いただきます。

### 【お問合せ先】

宝塚市社会福祉協議会 企画人事課 TEL：0797-86-5000  
またはお近くの社協地区センターへお問合せ下さい。

## ◆助成内容と助成額

別表

項目		助成内容	助成額（上限）	期間
立上げ 助成	備品費	お茶を飲む、お菓子を食べる、人が集う場としてのサロン開始にあたり新たに購入が必要な物品を購入するための経費。	30,000 円	助成を受けた 初年度のみ
	会場費	サロン実施に伴う会場使用料および光熱水費の実費相当分 （自宅を開放して利用する場合は、光熱水費相当額として 1 回 800 円。）	50,000 円	助成を受けた 初年度から 3 年間 （* 1）
	活動経費	参加者が定着し、運営が安定するまでの活動に伴う消耗品、保険代等の経費。	30,000 円	助成を受けた 初年度から 3 年間 （* 2）
生活支援活動経費	週 1 回以上開催し、活動の一環として地域において日常生活支援活動を行っているサロンに対して活動経費として助成。 生活支援活動の例 ・ 日常の見守りや声かけ ・ 日常のゴミ出しや買い物支援 ・ 通院の送迎や同行支援 ・ 専門機関との定期的な話し合いの場 等	（活動経費として上乗せ） 20,000 円		
継続活動 助成	会場費	週 1 回以上開催し、実際に会場費・光熱水費の支払いをしているサロンに対して開催頻度に応じて助成。	週 1 回開催 30,000 円 週 2 回開催 40,000 円 週 3 回以上開催 50,000 円	4 年目以降 （* 3）
	生活支援活動経費	「立上げ助成」の生活支援活動費と同じ。	20,000 円	

（\* 1～\* 3）：平成 24 年 4 月以降に立上げたサロンについては、立上げ助成の会場費と活動経費を丸 3 年間助成します。

初年度は、立上げ月からの月割りで助成し、4 年目の会場費については立上げ助成と継続活動助成を按分した額を助成します。

項目	助成内容	助成額（上限）	期間
空家民家を活用するサロンへの光熱水費助成	<p>空家の民家を活用して週1回以上サロンを行う場合、拠点を運営し光熱水費の基本料金を負担する団体に対して、光熱水費基本料金相当分を助成する。</p> <p>※居住実態のある民家は対象としない。</p> <p>※空家の民家で、複数の地域活動が行われている場合、光熱水費の按分については下記の表を参照する。</p> <p>※年度終了後、使用料の明細または利用料の引き落とし状況が分かるもの等を添付すること。</p>	<p>月額 5,000 円</p> <p>※年間の上限 60,000 円</p>	空家の民家でサロンを行う期間

#### 【光熱水費の按分方法】

空家の民家で、A・B・C の3団体がサロン活動していて、年間 12 万円の光熱水費がかかった場合。

